

相談援助職員専門研修 開催要綱

【社会的養護処遇改善加算対象研修】

趣旨 高齢者・障がい者施設等に勤務する相談援助に携わる職員が、相談援助の質の向上のために必要な知識・技術を習得することを目的に開催します。

1. 相談援助のスキルを高めます

実践的な面接技術を学んだり、自己理解を深めたりすることで、相談援助職員としてのスキルアップができます。

2. チームアプローチを学び、ケアの質を高めます

多機関連携や支援が困難な事例等を学ぶことで、ケアの質の向上につなげることができます。

3. 災害時、相談援助職の担う役割について考察します

近年多発している災害時、自施設が被災したときの対策と、災害支援を行う際の対応について、具体例をとおして役割を考えます。

開催形式

オンライン（①WEB 会議システム Zoom ミーティングによるライブ配信及び②オンデマンド配信）

対象

現職経験年数が3年以上の相談援助職員（相談支援担当者等）
[高齢者・障がい者施設等に勤務する職員、地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、居宅介護支援事業所職員、相談支援事業所職員、市町村社会福祉協議会職員等]

定員

160名

日程

- ① ライブ配信
令和6年8月6日（火）
② オンデマンド配信 配信期間
令和6年9月10日（火）～令和6年10月31日（木）
※ライブ配信とオンデマンド配信の両方をご受講ください。

研修費用

会員・準会員 5,000円 非会員 12,000円

申込期間

令和6年6月10日（月）～令和6年7月8日（月）

受講可否

令和6年7月12日（金）までにご連絡します。

プログラム

① ライブ配信

時間	研修科目	研修内容
13:00~13:30	受付	WEB 会議システム Zoom ミーティング入室
13:30~13:40	オリエンテーション	日程、資料等の確認
13:40~15:10	講義 1・演習 「実践的な面接技術と相談援助職員としての自己理解」	相談援助職員が行う面接では、利用者の現状を把握し課題解決に必要な情報を得ることに加え、利用者との信頼関係を構築することも重要な目的です。そのため、相談援助職自身が「支援者としての自分」を俯瞰する必要があります。 実践的な面接技術を再確認するとともに、相談援助職員として自らを客観視することを、演習を通して学びます。
15:10~15:20	休憩	
15:20~16:50	講義 2・グループ討議 「福祉現場における支援が困難な事例の対応」	福祉現場において利用者が求める支援は様々であり、時には支援を受けたがらない利用者や、家族の理解を得られない場合等、支援の実施が難しい場合の対応も相談援助職員には求められます。 支援が困難な事例をもとに、グループ討議から支援方法や対応について考えます。

② オンデマンド配信

時間	研修科目	研修内容
約 60 分	講義 3 「地域における多機関との連携」	利用者により良い支援を行うためには、多機関との適切な連携が必要です。 ここでは、地域における多機関連携の必要性や、その際に相談援助職員に求められる役割について、事例等を交えて学びます。
約 60 分	講義 4 「災害時における相談援助職員の役割」	災害時には、通常とは異なった役割が相談援助職員に求められます。 被災時および災害支援において、相談援助職員に求められる機能と役割を、事例等を交えて学びます。

※本研修は、対象施設 [児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、乳児院] における処遇改善加算区分 [Ⅱ-ア、Ⅲ-ア、Ⅳ-ア] 該当研修です。
詳細については、北海道・札幌市担当所管等あてご確認ください。